

所定疾患施設療養費について

所定疾患療養費とは、入所様様が肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎を発症されて、施設内にて投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定される費用です。

所定疾患施設療養費算定状況(令和3年度)

診断名/月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数	0	0	1	1	1	6
	治療日数	0	0	6	2	1	36
尿路感染症	人数	5	3	3	2	3	5
	治療日数	34	8	21	14	16	27
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	1	0
	治療日数	0	0	0	0	2	0

診断名/月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1					
	治療日数	3					
尿路感染症	人数	5					
	治療日数	35					
带状疱疹	人数	0					
	治療日数	0					
蜂窩織炎	人数	1					
	治療日数	4					